

# 豊島区自転車駐車場の附置義務見直し

## 1. 条例の適用

平成26年7月1日以降に工事の着手を行う場合には新条例を適用し、それ以前に着手する場合には旧条例を適用します。

※ 新築については「根切り」「杭打ち」、その他については「届出に係る部分について除却工事以外の工事にかかった時」を着手と見なします。

## 2. 対象となる指定区域

旧条例：都市計画法に規定する商業地域及び近隣商業地域

新条例：豊島区内全域

## 3. 対象となる建築行為

旧条例：新築、増築

新条例：新築、増築、改築、用途変更

## 4. 対象となる指定用途、台数の算定基準

指定区域内での以下の用途を指定用途とする		台数の算定基準
旧条例	① 遊技場	対象面積15㎡(対象面積が5,000㎡を超える部分は30㎡)ごとに1台。
	② スーパーマーケットその他の大規模小売店舗	対象面積20㎡(対象面積が5,000㎡を超える部分は40㎡)ごとに1台)
	③ 百貨店	対象面積60㎡(対象面積が5,000㎡を超える部分は120㎡)ごとに1台。
	④ 銀行等金融機関	対象面積25㎡(対象面積が5,000㎡を超える部分は50㎡)ごとに1台。
新条例	① 遊技場、学習施設、病院、ボーリング場、ゴルフ練習場、バッティングセンター、レンタルビデオ店	対象面積15㎡(対象面積が5,000㎡を超える部分は30㎡)ごとに1台。
	② スーパーマーケット、コンビニエンスストア、ドラッグストア	対象面積20㎡(対象面積が5,000㎡を超える部分は40㎡、10,000㎡を超える部分は80㎡)ごとに1台。
	③ 銀行その他の金融機関、郵便局	対象面積25㎡(対象面積が5,000㎡を超える部分は50㎡)ごとに1台。
	④ ②を除く小売店舗、飲食店、カラオケ店、スポーツ施設	対象面積40㎡(対象面積が5,000㎡を超える部分は80㎡、10,000㎡を超える部分は160㎡)ごとに1台。
	⑤ 事務所、バックヤード	対象面積200㎡(対象面積が10,000㎡を超える部分は400㎡)ごとに1台。

※ 対象面積は階段、エスカレーター、エレベーター、壁等により明確に区分された通路、トイレ、給湯室、宿泊施設。客の用に供しない休憩室、客の用に供しない食堂。搭屋、屋上、倉庫、機械室、ボーリング場のレーン等、人の立入を予定していない部分は除きます。

## 5. 附置義務有無の基準台数

旧条例：20台

新条例：10台

## 6. 台数の算定

建築行為後の建物のうち、指定用途に定められる前に建築された部分又は指定用途に定められる前からその用途に使用している部分を除き、残った部分を新築と見なして“5”の基準により用途ごとに算定し、小数点以下を切り捨てます。各用途の台数を合計した台数が“6”の基準台数以上の場合には附置義務対象となり、届け出義務が生じます。

## 7. その他

設置にあたっては、1台当たり0.6×1.9mを標準とし、1㎡(0.5×2m)以上の確保が必要です。(自転車ラック等の設置については協議します)

新条例により、道路に面する全ての壁面へ駐輪場案内の表示と、その管理が義務付けられ、立入検査等の対象です。

## パブリックコメント制度により提出された意見の概要と回答

公表案	「豊島区自転車等の放置防止に関する条例（自転車駐車場の附置義務）」の改正（案）概要
・周知方法	「広報としま」および「豊島区ホームページ」への掲載
・閲覧方法	閲覧場所、ホームページへの掲示
・閲覧場所	交通対策課、広報課、行政情報コーナー、生活産業課、各区民ひろば、東西区民事務所、各図書館、建築課
・意見提出期間	平成25年8月11日（日）～9月10日（火）
・意見提出者数	2名
・意見件数	6件

番号	ご意見の概要	回答案
1	<p>&lt;他区条例とのバランスについて&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>附置義務強化に関するすべての項目に賛成する。但し、他区条例に比して突出し厳しい内容にならない配慮が必要。</li> </ul>	<p>本案の策定にあたっては、豊島区の自転車の放置状況をもとに、他区の事例も参考に検討しました。従前に比べ厳しくなっている部分はありますが、逆に緩和している部分もあり、近隣区とのバランスに配慮しつつ、必要な項目を盛り込んでおります。</p>
2	<p>&lt;既存施設への指導強化について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既存施設への駐輪場附置を促進すべく区の指導を強化し、区の責務として明文化を検討いただきたい。</li> </ul>	<p>条例第3条の区の責務に基づき、現在でも近隣に放置自転車が目立ち、原因と考えられる店舗に対して、放置自転車対策への理解と協力を依頼、指導しています。今後も、より有効な指導方法を検討し、放置自転車への対策の向上を目指します。</p>
3	<p>&lt;多様化する自転車への対応について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>規格外のサイズ（3人乗り、子ども用等）のラックを一定割合で設置するように指導していただきたい。</li> </ul>	<p>附置義務駐輪場の標準とする面積を大きくし、施設の用途等により、利便性の高い駐輪場となるよう指導してまいります。</p>
4	<p>&lt;特殊設備導入による緩和について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>”駐車台数1台につき1平方メートル以上”とある条例を見直し、最新の設備（垂直昇降式ラック等）の採用などを通じ、収容台数の大幅アップ（特に繁忙期の駐輪場に於いて）を図っていただきたい。</li> </ul>	<p>現行条例でも、利用者の利便性に寄与する場合には、特殊な装置による駐車部分の規模緩和を認めています。この点について変更はございません。</p>
5	<p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>目に余る違法・迷惑駐輪に対する区民通報の受け皿となる常設窓口の開設を検討いただきたい。</li> </ul>	<p>交通対策課の業務として、現行でも相談内容に応じて、現地での確認・警告・撤去等を行っております。</p>
6	<p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ゴミのように放置されている自転車以外は除去しないで欲しい。</li> </ul>	<p>放置禁止区域内への自転車等の放置は、公共の場所における良好な環境の確保や、機能低下の防止の観点から禁止されております。放置された自転車のつきまちは、その程度に関わらず、今後も除去を実施してまいります。</p>